

## 企画政策課

固定住推進係(222)

## 空き家除却に係る経費を助成します

空き家除却に係る補助金の要件の一部を紹介します。詳しくは町ホームページまたは企画政策課定住推進係までお問い合わせください。

※工事の着工前の申請が必要です。工事中、工事完了後の申請については受理できません。

補助対象物件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和56年5月31日以前に工事に着手された建築物。</li> <li>2 補助対象空き家ならびに当該補助対象空き家と一体的な利用に供される敷地および建築物が、1年以上使用のない状態であるもの。</li> <li>3 公共事業等の補償の対象となっていないもの。</li> </ol>
補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象空き家について単独で所有権を有する者または所有権を共有する者のうちから合意によって認められた代表者であること。ただし、法人を除く。</li> <li>2 補助対象空き家の除却工事をおこなう者であること。</li> <li>3 補助対象者の世帯所得の合計が400万円未満であること。</li> <li>4 補助対象者が本町における納付すべき町税を滞納していないこと。</li> </ol>
補助対象工事(要件)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空き家等の所在する敷地を更地にする除却工事(解体、撤去及び処分)。</li> <li>2 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可証または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する解体工事業者の登録証を有する者による除却工事。</li> <li>3 除却工事完了後の更地になった土地について、速やかに大崎町空き家等情報登録制度(大崎町空き家等バンク)に登録または1年以内に定住住宅の建設に着手すること。</li> </ol>
補助金額	補助対象経費の2分の1以内で以下の金額を上限とする。*補助金額の千円未満の端数は切捨て 公共下水道区域:最大500,000円 公共下水道区域外:最大250,000円

## 企画政策課

固定住推進係(222)

## 民間賃貸住宅建設に係る経費を助成します

民間賃貸住宅建設に係る補助金の要件の一部を紹介します。詳しくは町ホームページまたは企画政策課定住推進係までお問い合わせください。

※賃貸住宅等の取得(登記完了)日から1年以内に申請してください。

補助対象物件(者)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 民間賃貸住宅および立地企業の従業員宿舎(以下、「賃貸住宅等」)で、組立式住宅(プレハブ等)を除く新築建物とし、一戸建住宅及び集合住宅で、1戸当たりの床面積が16.5平方メートル以上で各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設けられているもの。</li> <li>2 建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合する構造であること。</li> <li>3 補助金の対象となる賃貸住宅等を建設する者は、個人または法人とし、町税等を滞納していない者</li> <li>4 次の(1)~(2)に該当する賃貸住宅は、補助金の対象となりません。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請者が個人の場合、当該個人または当該個人の2親等以内の親族が入居する者</li> <li>(2) 申請者が法人の場合、当該法人の役員および当該役員の2親等以内の親族が入居する者</li> </ol> </li> </ol>
補助金額	最大2,400万円(補助額は建築構造等で変わりますので、詳細はお問い合わせください。)